

日本経済の再生と中小企業運動・序説

大林 弘道

はじめに

- 1 日本経済の長期不況・危機と中小企業運動の再構築
- 2 日本経済の再生と中小企業運動の課題

おわりに

はじめに

本稿は、現代日本の中小企業運動を日本経済の再生のための経済政策の形成・推進主体とみなす観点から考察したものである。今日の日本経済は、1990年代の初頭におけるバブルの崩壊からその後の不況の長期化を経て、現在危機的な状況を招来しつつある。かかる状況は日本の経済のみならず社会の各方面に深刻な問題を醸成しつつある。とりわけ、従来の状況と異なる経営困難や廃業・倒産をめぐる中小企業問題は、失業の増大や雇用・労働形態の変化をめぐる労働問題と並んで、今日の諸問題の基礎的位置を占めている。しかも、中小企業問題や労働問題には、今日固有の問題状況がある。すなわち、日本経済の再生を達成するはずの一連の経済政策それ自体が、それらの問題の解決に役立たなかったばかりか、問題をより深刻化させてきているということである。したがって、今日固有の問題状況を打破し、日本経済の再生を達成させるためには、問題状況の今日的分析と同様に今日固有の解決方法が検討されなければならないのである。

ところで、日本経済再生のための政策は多数提案され、「構造改革」との関連において多くの論議がなされてきている。しかしながら、それらの提案・論議の主潮流は「新自由主義」的立場から展開された論理やアメリカ・イギリスの経済改革から導出された政策を“下敷き”にしたもので、事実上「構造改革」の下での諸施策をさまざまな角度から支援するものとなっている。そうした提案・論議には日本の現実に基づかないという基本的な問題点が存在するとともに、とりわけ今日の中小企業問題に適用されたとき、致命的な欠陥を露呈する。それは、現在実施されている経済政策

* 本稿は神奈川大学2003年度国内研究員制度による研究成果の一部である。同制度の利用に当たり神奈川大学に謝意を表します。また、研修先の慶應義塾大学経済学部および指導教授をお受けいただいた渡辺幸男教授に感謝を申し上げます。

が中小企業問題を中心課題に取り上げながら、その解決に失敗しており、問題の深刻化を招く結果となっていることでも明らかである。

さて、以下で試みようとすることは、中小企業自身の要望・提案自体を政府に対する政策対案とする可能性を検討することである。日本では中小企業の大多数は多様な中小企業団体に組織され⁽¹⁾、後述するように、それら中小企業団体は定期的に・総括的に政策上の要望・提案を提出している。その事実が上の検討の根拠になっている。本稿はその検討の試みの第一歩である。

現在、中小企業団体及び中小企業運動は日本経済の再生のための論議や実際の政策において消極的評価あるいは否定的な位置が与えられている⁽²⁾。筆者はかねてよりむしろそうした見方にこそ再生のための論議の限界と陥穽があるのではないかとの問題意識をもっている。本稿では、まず、今日の日本経済の長期不況・危機を確認し、それが中小企業に深刻な問題をもたらしていることを指摘し、同時に、そうした事態が戦後日本の経済成長政策に「有効に」機能してきた経済団体、中小企業団体の基礎を動揺させ、それらの転換・再編とそれらの中小企業運動の再構築を必至たらしめていることを強調する。そして、それぞれの団体における中小企業運動の再構築は、現在の日本経済の再生への貢献と連動しており、その核心は政策の要望・提案を基礎とした体系的対案の形成とその推進の実践にあると考えている。それゆえ、本稿では、各中小企業団体の政策上の要望・提案を整理し、中小企業側からする政府に対する政策対案としての可能性を改めて検討するのである。

1 日本経済の長期不況・危機と中小企業運動の再構築

(1) 日本経済の長期不況・危機と中小企業問題の深化

日本経済は1990年代初頭に“バブル”が崩壊し、その後、急速に不況に突入し、10年以上も本格的な回復を見ないまま不況を長期に亘って継続し、今日の危機的な状況を迎えている。この危機的な状況の本質は、なお見極め難いが、その指標として次の5項目を挙げることができるだろう。すなわち、金融機関における不良債権の累増、財政赤字の累積、消費の低迷、産業構造の弱体化、政策による危機の醸成・促進である。つまり、日本経済の国内産業活動の弱体化が最終消費需要によって下支えされないばかりか、そうした産業活動を機能させるべき金融が麻痺し、財政の悪化が政策の制約を一層強め、増税を当然視たらしめているのである。しかも、このような過程にあって、従来型の不況対策や「改革」(橋本龍太郎内閣)・「構造改革」(小泉純一郎内閣)の名

(1) 中小企業庁・通商産業大臣官房調査統計部 [2000] によれば、従業者数50人未満の企業は製造業において61.6%、卸売業において67.3%、小売業において63.1%が団体加入している。ここにいう団体とは後述の「商工会」「商工会議所」「事業協同組合」「その他の団体」などである。

(2) たとえば、「さまざまな利益集団は、政治を動かすことによって、自分の集団に有利になる規制・補助金制度・税優遇措置等の仕組みを作り出してきた。中小企業を例にとると、大店法をはじめとする参入規制、財政投融資による金利補助、中小企業に対する法人税の軽減措置などの保護策が設けられている。」(八田達夫・八代尚宏(編)[1995]、まえがき)

の下に実施される経済政策の現実の結果が から までを解決するどころか、それらの問題を深化・拡大させているのである。今、上記の長期不況・危機の若干の経済指標を示せば、(表 - 1)

(表 - 1) 日本経済の危機的状況

	不良債権の累増	財政赤字の累積	失業の深刻化	産業の弱体化
西暦年・年度	リスク管理債権残高	長期債務残高	失業率	製造業事業所数
90	-	2,658,419	2.1	435,997
91	-	2,780,634	2.1	430,414
92	-	3,005,121	2.2	415,112
93	-	3,331,274	2.5	413,670
94	-	3,676,182	2.9	382,825
95	-	4,100,643	3.2	387,726
96	-	4,493,083	3.4	369,612
97	297,580	4,919,304	3.4	358,246
98	296,270	5,529,079	4.1	373,713
99	303,660	6,003,467	4.7	345,457
2000	325,150	6,458,648	4.7	341,421
01	420,280	6,731,495	5.0	316,267
02	348,490	7,050,952	5.4	-
時期)	年度末	年度末	年平均	年
単位)	億円	億円	%	事業所
範囲)	全国銀行	国及び地方	全国	従業者4人以上
資料)				

(資料)

金融庁「15年3月期における不良債権の状況等(ポイント)」

リスク管理債権残高 = 破綻先債権 + 延滞債権 + 3ヵ月以上延滞債権 + 貸出条件緩和債権

財務省「我が国の1970年以降の長期債務残高の推移、及び対GDP比」

長期債務残高 = 公債残高 + 借入金残高等の国の長期債務 + 地方債残高等の地方の長期債務

総務省統計局「労働力調査」

完全失業率 = 完全失業者数 / 労働力人口 × 100

経済産業省「工業統計表」

のとおりである。

ところで、上のそれぞれの指標に示した問題は、中小企業に“痛み”を集中している。すなわち、金融機関における不良債権の累増、それに伴う金融機関自体の経営悪化は、中小企業を「貸し渋り・貸し剥がし」の的とし、企業金融の悪化を通じた中小企業の経営困難を広範に生んでいる。そして、財政赤字の悪化は、一方で元来過少な中小企業予算の財政的制約を一層大きくし、他方で消費税をはじめとする中小企業に負担を集中する増税の方向を強化しつつある。しかも、消費の低迷は、失業や増税・社会保障負担増による将来不安から拡大しているが、中小企業市場が個人消費需要に大きく依存しているがゆえに、その低迷は中小企業にヨリ大きな打撃を与えている。「産業空洞化」による日本の産業構造の弱体化は、戦後築かれてきた中小企業の基盤を劇的に掘り崩している。筆者はそれを下請制に限定しないで、下請制をも含む戦後形成された流通系列化・輸出地場産業・商店街・中小企業金融機関および近代化政策等の中小企業政策を総体として把握し、「戦後中小企業構造」⁽³⁾と呼び、1990年代におけるその「解体」を指摘してきた。1999年の中小企

(3) 大林弘道 [1995] 参照。

業基本法の改正はかかる事態を確認するものであった。いいかえれば、今日の中小企業は「戦後中小企業構造」に代わる新たな存立基盤・存立条件を切り開くことなくしては存続できないという岐路に直面しているといえる。しかし、それにもかかわらず、「構造改革」に代表される経済政策は事実上大企業の支援策となっており、中小企業に対する真摯な政策はきわめて限定された範囲に止められており、必要とされる多くの政策が事実上不十分に終わっている。

以上のことは、「戦後中小企業構造」の基盤の上で経済成長政策を担ってきた経済団体・中小企業団体の役割を改めて問うことになったのである。

(2) 経済団体・中小企業団体の転換・再編と中小企業運動の再構築

1955年以降、日本経済は高度成長期に突入して行くが、その過程を推進する政策の形成と実施において、経済団体・中小企業団体はそれぞれ重要な役割を果たしてきた。経済団体は政府との密接な関係の下に、産業政策をはじめとする政策万般の形成に多大な影響力を及ぼしてきた。中小企業政策の実施においては法制中小企業団体が事実上の実施機関の一翼、中小企業政策の“受け皿”を担ってきた。

このような経済団体・中小企業団体を通じた政府と企業との一体化は、日本経済の高度成長を推進し、経済大国の道を切り開いた。そして、そのような経済発展路線は「日本的経営」その他表現でさまざまな評価や批判を受けてきた。しかし、そのような路線の1990年代における頓挫、とりわけ「戦後中小企業構造」の「解体」によって、経済団体・中小企業団体は、程度の差こそあれ、従来の役割を喪失するとともに、それぞれ経済団体・中小企業団体としてのあり方の転換を余儀なくされることになったのである。もとより、各団体はそれぞれにその位置と役割とにおいて異なり、それゆえに、それぞれの転換・再編の過程も同一ではない。また、今日の時点においても、転換・再編は終了していない。

以下では、経済団体・中小企業団体として、全国組織をもち、相当の影響力と継続的な活動をしているということを基準に、日本経済団体連合会（以下、「日本経団連」と略称する）、日本商工会議所（以下、「日商」と略称）、全国商工会連合会（以下、「全国連」と略称）、全国中小企業団体中央会（以下、「全国中央会」と略称）、中小企業家同友会全国協議会（以下、「中同協」と略称）、全国商工団体連合会（以下、「全商連」と略称）を取り上げ、上のそれぞれの団体における転換・再編の意味を問うことにしたい。「日本経団連」を除いた中小企業団体について、簡単な沿革・特徴を（表 - 2）に整理しておいたので参照されたい。

「日本経団連」は、経済団体連合会（以下、「経団連」と略称）と日本経営者連盟（以下、「日経連」と略称）とが「戦後50年以上を経過し、労働問題と経済問題を切り離して取り扱うことは次第に困難となってきた」⁽⁴⁾ことを基本的理由とし、両者の統合によって誕生した。この統合は、規制緩和の流れの中で、一方の「経団連」が法人税の引下げや産業再生法の成立に成功したことに加えて、企業献金斡旋廃止にもかかわらず、規制緩和政策の推進や各省官僚機構の「不祥事」の発生などによる行政からする政策立案・推進の後退の中で、むしろ「経団連」の政策立案・推進の主導

(4) 経団連・日経連 [2001] 参照。

性の強化があり、他方の「日経連」は、労働運動が後退している中で、かえって「日経連」の不要論、財界団体のリストラ論の浮揚が生じていた⁽⁵⁾ことが背景にあるとされている。「経団連」のこの企業献金斡旋廃止は、統合後の「日本経団連」に引き継がれず、新たに透明性のある政策実現の方法だとする「企業献金」を再開し、改めて政策の推進体制を整備しようとしている。「日本経団連」が2003年1月に発表した「新ビジョン」⁽⁶⁾に見られるように、大企業団体としての政策推進にヨリ積極的な姿勢を強めている。この「日本経団連」に経済同友会および「日商」を加えて「経済三団体」と一般には呼ばれている。

(表 - 2) 中小企業団体一覧

全国組織略称	「日商」	「全国連」	「全国中央会」	「全商連」	「中同協」
同正式名	日本商工会議所	全国商工会連合会	全国中小企業団体中央会	全国商工団体連合会	中小企業家同友会 全国協議会
単位組織	商工会議所	商工会	事業協同組合等	民主商工会	中小企業家同友会
同地域範囲	市	町村	都道府県及び全国	都道府県連合会及び地域	都道府県
単位数	527	2,795	437 (都道府県中央会・団体)	616 (民商総数)	45
加盟企業数	1,600,000	1,050,000	33,984 (加盟団体総数)	310,000	38,000
単位組織創設年	1878年	1960年	1946年	1940年代後半	1957年
現全国組織創設年	1954年	1960年	1955年	1951年	1969年
現根拠法	商工会議所法	商工会法	中小企業組合法・ 中小企業団体会法		
同制定年	1950年	1960年	1949年・1957年		
主管官庁	経済産業省経済 産業政策局	中小企業庁	中小企業庁創業 連携推進課		
企業規模構成	大企業・中小企業	小零細企業	中小企業	小零細企業 (中小業者)	中小企業
財源	会費・事業収入・ 委託費・補助金	会費・事業収入 ・補助金	会費・事業収入 ・補助金	会費・機関紙代	入会金・会費
主たる事業・活動	地域総合経済振興	小規模企業支援	中小企業連携組織対策	営業・生活 ・諸権利の擁護	自主的経営の推進
確認時点	2002年4月現在	2002年7月現在	2003年3月現在	2002年5月現在	2002年7月現在

(資料) 各団体のホームページおよび本文文末の「資料」掲載文書に基づき作成した。

「日商」は、かつて「経団連」に加盟しながら、その後、日本の国際的にみた代表権を「経団連」と競って脱退した経緯があるように、日本において最も古い経済団体である。最初の商工会議所が既に1878年に「商法会議所」の名で東京、大阪、神戸に設立されている。その後、全国の主要都市に相次いで設立され、1892年にそれらの連合体として「商業会議所連合会」が結成された。さらに、1922年にその改編を経て、常設の機構・事務局を持つ「日本商工会議所」が誕生した。それ以後、戦時下に名称・組織の変更等の様々な変遷を経て、戦後の1954年に現行「商工会議所法」に基づき特別認可法人として改編されている。今日の商工会議所は自ら 地域性 - 地域を基盤としている、総合性 - 会員はあらゆる業種・業態の商工業者から構成される、 総合性 - 会員はあらゆる業種・業態の商工業者から構成される、 公共性 - 公益法人として組織や活動などの面で強い公共性を持

(5) 古賀純一郎 [2000] p.28。

(6) 日本経済団体連合会(編著)[2003]参照。

っている， 国際性 - 世界各国に商工会議所が組織されている，という4つの特徴を強調している。

このような「日商」が市レベルでの商工会議所を単位組織としているのに対して、「全国連」は町村レベルでの商工会によって構成され，商工会議所と並んで地域の総合経済団体として経営改善事業を推進している。「日商」が大企業と中小企業の混成団体であるのに対し、「全国連」は小規模企業の支援機関として位置付けられている。「全国連」は中小企業基本法の制定運動が高まった1960年5月に小零細企業層への政策の浸透を図る目的を担い，新たな法制中小企業団体・「受け皿」として発足した。

ところで，各地の商工会議所と商工会とは歴史と組織を異にしながらも，同時に，上記したように共通の法制地域総合経済団体としての位置にある。現在，両者の多くは共通して，非大都市圏地域経済の顕著な低迷によって倒産・廃業を中心とする会員数の後退と，国・地方自治体等からの補助金等交付金の減額等によって厳しい財政状態に直面している。このような，の解決のため，一市町村一商工団体の原則を維持し，現在の市町村合併の推進に呼応する立場から，それぞれにおいて組織の広域化・合併⁽⁷⁾が推進されている。

「全国中央会」は，1955年9月，中小企業等協同組合法の改正により「中小企業等協同組合全国中央会」として誕生した。その後，1958年4月，「中小企業団体の組織に関する法律」の施行に伴い「中小企業団体全国中央会」と名称を変更し，現在に至っている。「全国中央会」の組織は，各都道府県ごとに1つの中央会と，都道府県の中央会をとりまとめる「全国中央会」で構成されている。それら中央会の構成員は各都道府県に存在する事業協同組合，事業協同小組合，企業組合，信用協同組合，商工組合，協業組合，商店街振興組合及びこれらの連合会，その他の中小企業関係団体となっている。

「全国中央会」はこのように事業協同組合を中心とした各種中小企業組合の全国組織であり，協同組合の本来の目的である「規模の利益の実現」および「競争力の増大」をめざしてきているが，戦後の経済成長の過程では「業種全体の構造改善」あるいは「産地全体の体質強化」等の中小企業近代化政策の「担い手」「受け皿」として活動する「事業者団体」としての役割も大きかった。そうであるがゆえに，既述の「戦後中小企業構造」の「解体」と中小企業基本法の改正によって従来の役割は縮小を余儀なくされた。現在，より柔軟な活動形態・組織形態を求めて「戦略的連携」「多角的連携」等⁽⁸⁾が模索されている。また，長年「全国中央会」で活躍してきた山本貢は中小企業運動組織としての中小企業組合を強調し，「中小企業運動の先頭に立って活動してこそ，中小企業組合組織もまた活性化していく」⁽⁹⁾と指摘している。

以上の「日商」「全国連」「全国中央会」に加えて「全国中央会」の加盟団体の一つである「全国商店街振興組合連合会」を総称して一般に「中小企業四団体」と呼ばれている。

「全商連」は，北海道から沖縄まで全国600以上の民主商工会（民商）により都道府県ごとに連

(7) 中小企業政策審議会小規模企業部会 [2001] 参照。

(8) 中小企業政策審議会組織小委員会 [1997] 参照。

(9) 山本貢 [2003] p.137。

合会が結成されており、民商 都道府県連合会 全商連という組織形態となっている。会員は、従業員9人以下の個人事業主が中心で、業種は建設・製造・料飲・小売・サービスなど多業種にわたっている。現在、会員数は約31万人で、毎週発行している「全国商工新聞」は40数万人の読者をもっている。第2次世界大戦直後の経済民主化とその後退の中で全国各地で「民主納税会」「生活擁護同盟」「納税民主化同盟」「民主商工会」などの組織が生まれ、それらの全国組織として1951年8月に結成され、翌1952年3月に「日本商工新聞」（後、「全国商工新聞」）が創刊されている。その後、事業税撤廃、自家労賃容認、白色申告における専従者控除、青色申告の事業主報酬制度、国税通則法、大型間接税導入等で果敢な運動を展開してきた。

ところで、「全商連」の非法制中小企業団体としての拡大や果敢な闘争力は時に戦後保守政権の基盤を揺るがすものとみなされ、政府をして法制中小企業団体への政策の追加や「受け皿」機能の強化を促進するものとなった。いわば、法制の「中小企業四団体」と全商連とは「戦後中小企業構造」の基盤の上で、中小企業政策の拡大・充実に暗黙のうちに協力関係を形成していた⁽¹⁰⁾側面を指摘できる。しかし、この場合でも、「戦後中小企業構造」の「解体」と中小企業基本法の改正は「全商連」の闘争力の意味を改めて問うことになった。「全商連」においても現在の小零細企業の倒産・廃業の増大の過程で会員数の最高水準からの後退を余儀なくされているが、一方で「国民本位の税制・税務行政の実現」のための運動を強めながら、他方で国際的な自営業者等小零細企業への注目の高まりの中で「人間の尊厳を守る」運動を強化しつつ新たな運動を模索している。

「中同協」は、全国都道府県ごとに組織された中小企業家同友会による協議体であり、上に挙げた中小企業諸団体のように全国指導部としての連合体ではない地域尊重の組織形態をとっている。1957年に当時の中小企業団体法の制定を旗印とする中小企業政治連盟（略称「中政連」）による中小企業運動の席卷の流れに抗して、日本中小企業家同友会（現東京中小企業家同友会）が創立され、その後、大阪、愛知、福岡、神奈川の各府県に結成され、それらの5同友会によって1969年に会員総数700名弱で「中同協」が結成された。その後、急拡大を続け、2002年7月現在、会員38,000名の中小企業家が参加している。それら中小企業の平均企業規模は従業員数にして約30名、資本金にして約1,500万円の水準にある。

「中同協」は自ら推進する運動を「同友会運動」といつている。この「同友会運動」の特徴は、熱心に“同友会理念”を掲げ、推進していることに特徴がある。それは、「三つの目的」（同友会は、ひろく会員の経験と知識を交流して、企業の自主的近代化と強じんな経営体質をつくることをめざす、同友会は、中小企業家が自主的な努力によって、相互に資質を高め、知識を吸収し、これからの経営者に要求される総合的な能力を身につけることをめざす、同友会は、他の中小企業団体とも提携して、中小企業をとりまく社会・経済・政治的な環境を改善し、中小企業の経営を守り安定させ、日本経済の自主的・平和的な繁栄をめざす）「自主・民主・連帯の精神」「国民と地域とともに歩む中小企業」によって構成されている。その核心は“自主・自立”の概念にある。そのため、中小企業政策に対してもとより要望・提案はするが、それはあくまでも、経営環境の改善の一環であり、政策依存しないという考え方である。

⁽¹⁰⁾ Kent E. Calder [1988], Sheldon Garon/Mike Mochizuki [1993], 大林弘道 [2002a] 参照。

このような「中同協」の立場は創設当初より「戦後中小企業構造」に嵌め込まれることを志向せず、そうした構造の維持・発展をめざした中小企業政策が実施されていた時期においてはきわめて特異な立場にあった。しかし、「戦後中小企業構造」の「解体」と中小企業基本法の改正は「中同協」の位置を他の中小企業団体に比較して浮かび上がらせることになった。「日商」「全国連」「全国中央会」は政府方針としての中小企業基本法の改正を受け入れたものの、今回の改正に対しては、旧中小企業基本法の制定時のような積極的に運動する姿勢を示さなかったし、明確な支持声明等も発表しなかった。むしろ、中小企業政策審議会等では改正への不安・不満を表明していた。また、「全商連」は今回の改正にも明確に反対した。しかし、「中同協」の対応は、それらの団体のそれとは明らかに異なっていた。「中同協」にとっては、新中小企業基本法の「活力ある独立な中小企業の成長発展」という基本理念は原則的には是認できるものであったし、それから導き出される諸施策については果敢に吟味・利用する方針で臨むことにしたからである。したがって、新中小企業基本法の下での中小企業行政に対して「中同協」は積極的な位置に立つことになった。「中同協」自体、他の中小企業団体に比較してあまりにも小規模な組織に過ぎないが、中小企業団体・中小企業運動における「主役」的役割を担わざるを得なくなったのである。

2 日本経済の再生と中小企業運動の課題

(1) 中小企業団体の政策要望・政策提案

各中小企業団体の再構築への状況は上述のとおりであるが、そのことは中小企業団体に対して、中小企業団体の役割、中小企業運動の意義の再検討を現在なお迫っている。中小企業運動は、今日の先進国を中心に、19世紀から20世紀に架けてのいわゆる「独占形成期」、あるいは、その後の経済混乱期、恐慌期、戦時期などの中小企業の経営危機の深化・拡大の時期に、大企業の攻勢や政府の政策への中小企業による「批判・抵抗」の運動として展開されてきた。しかし、筆者の見解⁽¹¹⁾からすれば、中小企業運動がそうした特徴のみに依拠することは、現代経済においては不十分であって、中小企業の「発展・創造」の運動の展開が期待されているばかりか、可能になっていると考える。したがって、今日の日本の各中小企業団体が中小企業団体としての再構築を真に遂行していくためには、法制中小企業団体にあつては従来の中小企業政策の実施機関化からの脱却が必要であり、非法制中小企業団体にあつては「抵抗・批判」に傾斜する中小企業運動からの脱却が必要であるが、そうした脱却ばかりでなく、中小企業自らの「発展・創造」を通じた国民経済の適切な発展への貢献の運動を展開することが課題となってきた。

本節では、そうした新しい中小企業運動の意義を踏まえて、中小企業団体の要望・提案を、既述したように日本経済の再生のための政策対案としての可能性を検討する。まず、上述の各中小企業団体の直近の要望・提案⁽¹²⁾を取り上げ、共通性をもつ要望・提案の諸項目を「要望・提案A」と

(11) 大林弘道 [2000] で始めて明らかにした。

(12) 「全国連」については他の中小企業団体のようにホームページに包括的な政策の要望・提案の文書を見付けることができなかったので、省略した。

し、なお共通性が各団体揃わなくても、共通の要望・提案となる可能性のある諸項目を「要望・提案B」とし、そして、団体間でなお相違のある要望・提案の諸項目を「要望・提案C」として（表-3）のように整理した。今、それらの要望・提案の分類を項目としてのみ列記すると、以下のようになる。

「要望・提案A」（共通である要望・提案）

- A - 内需・民需を中心とした「景気対策」の重視
- A - 不良債権早期処理における中小企業支援
- A - 政府系金融機関の存続・充実
- A - 中小法人の軽減税率の強化
- A - 留保金課税の廃止
- A - 交際費の中小企業における優遇
- A - 事業承継税制の推進
- A - 外形標準課税の撤廃
- A - 独禁法の厳格運用・不公正取引の是正
- A - 商店街の振興
- A - 市街地対策・コミュニティビジネスの推進

「要望・提案B」（共通でないが、直ぐにでも共通になる可能性がある要望・提案）

- B - 中小企業向け金融検査マニュアルの作成
- B - 環境産業の育成
- B - 環境システムの構築

「要望・提案C」（なお共通になっていない要望・提案）

- C - ペイオフ全面解禁の延期・見直し
- C - 消費税率の引下げ・特例措置の存続等
- C - 所得税率の引下げ等

以上の中小企業団体の要望・提案については、いくつかの点に注目しておきたい。

第1に、「ペイオフ全面解禁の延期・見直し」「消費税率の引下げ・特例措置の存続等」「所得税率の引下げ等」について（表-3）の作成資料に限定すれば、いずれにおいても基本的には「日商」と「全国中央会」「全商連」「中同協」の三者との相違である。しかし、「日商」については「外形標準課税導入反対」運動の一連の過程での「中小企業四団体」の声明・決議等では「消費税の免税点制度および簡易課税制度の維持存続」「ペイオフ全面解禁の延期」が明言されているので、その分上の相違を割り引いて考えなければならない。しかし、消費税率と所得税率についての意見の相違はなお残っている。

第2に、「要望・提案A」「要望・提案B」「要望・提案C」は総体として、現行の中小企業庁の実施する「中小企業政策」とは政策対象範囲を異にしているということである。つまり、中小企業団体の要望・提案する諸項目が対象とする政策範囲の方が「中小企業政策」のそれを超えているということである。このことは、中小企業団体からの要望・提案、中小企業運動そのものの必要性と

(表 - 3) 中小企業団体の政策要望・提案一覧

項目	日本商工会議所	全国中小企業団体中央会	中小企業家同友会全国協議会	全国商工団体連合会
(1) 共通である要望・提案				
景気対策	政策手段の総動員による景気の自立的回復軌道に乗せるための施策の迅速な実行	デフレ脱却のための景気対策を重視した経済運営 民需喚起・新規雇用創出のための措置	新しい仕事づくり 地域産業政策 社会保障関連負担増の中止 特許審査料の値上げ反対 生活整備型・自然再生型 公共投資への転換 防災対策事業 電柱地下埋没全国一斉工事 少子高齢化社会環境整備	地域・生活密着産業の内 需振興・中小企業予算の 振興 地域経済振興・中小企 業・国民本位の振興政策 の確立 中小業者・国民本位の景 気回復 大企業の横暴をおさえる ルールの確立
不良債権早期処理への対応	既往債権の期限の延長・返済条件の緩和 個人保証のあり方の検討, 見直し	資金調達手段の多様化・安定化の積極的支援 「貸し渋り・貸し剥がし」に対する機動的な適時適切な対策	借り手企業の経営健全化支援・債務者区分のランクアップ支援 倒産防止共済金の貸付償還期間の延長・延滞による共最近貸付と他の貸付との相殺の防止 金融庁「ホットライン」の拡充 個人保証の有限責任化・再起共済制度の創設・小規模企業共済制度の加入 資格要件の緩和	中小企業の借入金に対する「返済凍結」の緊急措置・借入金の返済条件の変更の実施 「特別保証制度」の復活 「出世払い融資」制度の創設 中小企業への融資差別の廃止 貸金業登録の許可制・上限金利の引下げ 「個人版民事再生法」による中小業者の再生 信用保証協会の財政基盤の拡充 すべての自治体での無担保無保証人制度の創設 破綻信金・信組の出資金の政府保証
法人税	中小法人税率の引下げ 留保金課税の廃止 交際費の損金参入規制の撤廃	中小法人及び協同組合等の軽減税率の引下げ 中小法人の軽減税率の適用所得限度額の引上げ 研究開発・設備投資促進税制等の充実・強化(研究開発費における税額控除・成長分野設備投資の特別償却 原価償却制度の見直し(小額減価償却資産の損金算入限度額の引上げ・機械設備等の耐用年数の短縮化) 中小同族会社の留保金に係わる重課税制度の全面的廃止 交際費の損金算入限度額の引上げ・適用対象の拡大	中小法人の留保金課税の停止の恒久化 租税特別措置法の整理縮小 累進税率の導入(所得1500万円まで15%(資本金1億円未満)・所得5000万円まで25%・所得5億円まで34.5%・所得5億円以上40%・個人事業も対象に含めた企業税(仮称)の新設と税率の検討) 交際費課税の全額損金算入・交際費の範囲の明確化	大企業・大資産家への特権的優遇税制の廃止・是正(法人税の累進課税の推進・最高税率の引上げ等) 連結納税の損益通算・企業分割税制の中止 受取配当金不算入・各種引当金制度の減額ないしは廃止

項目	日本商工会議所	全国中小企業団体中央会	中小企業家同友会全国協議会	全国商工団体連合会
事業承継	課税対象額の5割控除	相続税・贈与税の税率の引下げ及び税率構造の緩和 中小企業の事業用資産の継続に対する包括的軽減措置 取引相場のない株式の評価における類似業種比準方式の減額率の見直し（一律0.5とする） 類似業種比準方式と純資産価額方式の選択適用	相続税の基礎控除の1億円程度以上への引上げ 事業承継の基礎控除の1億円程度への引上げ 事業用資産の事業承継猶予制度の創設 自社株式の収益還元方法による評価の導入	事業承継税制の拡充
地方税制	外形標準課税の撤廃	外形標準課税の導入断固反対 固定資産の税率の引下げ	外形標準課税の導入反対 固定資産税・都市計画税の担税能力方式の徹底	外形標準課税の導入反対 固定資産税・都市計画税の引下げ・評価方法の収益課税方式への改正 200m ² 以下の店舗・工場・事業用地の住宅並軽減措置
商店街	魅力ある個店・商店街づくりのための支援策の拡充（個店支援策の拡充・常駐の商店街マネージャーの確保・商店街共同施設の解体・撤去費用に対する補助制度の創設・電線類の地中化等） 都市型観光の振興等 各種補助事業の運用改善等 地域事情に沿った大店立地法の運用確保・街づくり条例の制定支援等	商業集積のマネジメント機能強化のための商店街組合等が行うビジネスモデル策定等の総合的支援 個店の経営力強化のための積極的支援 まちづくりに配慮した大店立地法の運用（環境整備・条例等制定の促進支援）	政策の「公募事業」の自治体による支援 「街づくり三法」の活用・TMOの改善 「街づくり会社の株式公募制度」	「大規模小売店舗立地法」の厳格運用 大型店の出店・撤退について自治体に審議会の設置
地域コミュニティ	「中心市街地活性化モデル地域」（仮称）の創設およびTMO支援策の拡充 高齢化社会や環境問題に対応したコミュニティビジネス等の振興	市街地空洞化対策 コミュニティビジネスへの取組みの協力支援	販売サポーター派遣制度 空き店舗対策 コミュニティビジネスの創業支援	自治体独自条例・要綱の尊重 大手小売資本の商店街・地域経済振興への貢献の義務付け・法整備 「地域産業集積活性化計画支援事業」における自己負担の撤廃・国の支援の拡充 地域資源を生かした産業の育成
市場参入の保証	A D R（裁判外紛争処理）制度の普及・浸透	大規模小売業が行う不当廉売の防止等に対する厳正対処 大規模調達ネットワークによる購買市場の独占・ネットワークへのアクセス制限による取引排除等の競争取引的行為に対する対処	独占禁止法の「厳格な運用」と新たな強化公取の強化等 取引適正化のための「準則の整備」	団体交渉権を明記した法整備・立法化 大企業の違法行為の厳罰化 大型店の原価割れ販売の独禁法による取締り 利便・健康・安全・衛生などの業種における資格要件の制定 大型店・コンビニ大手FCの無秩序な過剰出店・一方的撤退の規制

項目	日本商工会議所	全国中小企業団体中央会	中小企業家同友会全国協議会	全国商工団体連合会
取引条件の確立	下請取引の適正化指導の強化	親企業への指導・監督機能の強化 サービス業における委託・受託関係に対する現行下請法の対象範囲の拡大	不公正取引の実態調査 下請取引実態の調査・監視・指導 「下請いじめ」規制を発動・第三者と当事者による監視システムの構築 金融機関に対する独禁法の適用	「公共工事入札適正化法」の参議院付帯決議に基づく下請け適正賃金・単価支払いの確保のための監視と指導 FC加盟店と本部との公正な取引関係の確立・「フランチャイズ適正化法」(仮称)の制定・独占禁止法による運用強化
(2) 共通でないが、直ぐにでも共通となりうる要望・提案				
金融マニュアル	大企業基準との明確な区別		資産査定検査対象外基準の拡充 自己資本比率算出における中小企業貸出リスクウエイトの引下げ・前倒し導入 中小企業向け別基準の金融検査マニュアルの作成	一律適用の停止 地域金融機関の特性に配慮した検査基準の設立
環境保全・自然再生		環境産業(グリーン製品市場の拡大等)の育成	環境保全型・自然再生型の公共事業の拡大 小規模分散型産業の推進・地域固有資源の産業化・事業化	国と大企業の責任の明確化 消費者・中小業者への過度な負担の阻止
地球温暖化・エネルギー問題			省エネ誘導政策・地域分散型エネルギー政策への転換 自然エネルギー発電事業誘発政策・原子力発電への依存の是正 環境規制対象の中小運送業者への支援措置	核燃料サイクルの被害根絶 新原発建設の中止・原子炉施設の総点検 発電所内労働者・下請業者の安全対策の徹底 炭酸ガス排出の削減・窒素酸化物環境基準の早期達成・中小業者への援助
リサイクル・廃棄物処理		環境負荷低減の技術開発・リサイクルシステムの構築に対する支援 産業廃棄物処理システムの構築(処理施設の設置・確保の促進・共同処理設備の導入やシステム構築に対する支援強化・施設設置に係わる許可制度や手続きの簡素化)	リサイクルコストの適正負担システムの構築 地域循環型システムの検討	自動車の排ガス物質の除去装置の開発・導入支援策・同装置の検査施設の増加
環境ビジネス・環境共生型企業			ゼロミッション型環境ビジネス推進地域ネットワーク作りの推進 環境共生型企業作り支援	再生可能なエネルギー源の開発・利用の強化

項目	日本商工会議所	全国中小企業団体中央会	中小企業家同友会全国協議会	全国商工団体連合会
(3) なお共通になっていない要望・提案				
ペイオフ全面解禁		景気の自立回復・金融システム安定まで全面解禁の延期	ペイオフ発動の実効猶予措置	制度の見直し 金融業界による預金全額保護
消費税		中小事業者特例措置（免税点制度・簡易課税制度）の維持・存続	消費税率の引上げ反対 中小事業者特例の縮小反対 消費税の内税化反対	消費税・地方消費税の廃止・当面3%への引下げ・生活必需品・サービスの完全非課税 中小業者の負担軽減措置の拡充（限界控除制度の復活・簡易課税制度の創設時への引戻し・仕入税額控除否認制度の廃止） 免税点（年間売上高3000万円）の引下げ反対・インボイス方式の導入反対
所得税		青色申告者に対する勤労所得控除制度の創設	配偶者特別控除の廃止反対 所得税大増税方向の反対 年末調整制度の廃止	自家労賃の経費としての承認・所得税法第56条の廃止 所得税率の平準化の中止・最高税率の引上げ 介護認定者への障害者控除の適用

（資料）

- (a) 日本商工会議所
「平成16年度中小企業関係施策に関する要望」(2003年6月19日)
- (b) 全国中小企業団体中央会
「第54回中小企業団体全国大会 決議」(2002年10月18日)
- (c) 中小企業家同友会全国協議会
「2004年度国の政策に対する中小企業家の要望・提言」(2003年5月15日)
- (d) 全国中小企業団体連合会
「全商連第45回定期総会・私たちの要求」(2002年5月28日)

中小企業庁による「中小企業政策」の限定された意義とを改めて証明するものとなっている。そして、同時に、今日にあっては、細部や程度は異なるにせよ、それらの要望・提案の実質的内容の期待される一部分の施策が上記の「中小企業政策」に含まれており、それゆえ、上の要望・提案は現行の「中小企業政策」を拡大・充実する役割を担っている。その意味で、中小企業団体の要望・提案は現行の「中小企業政策」と政策実施の上での協同性をもっているというべきである。

第3に、「日本経団連」に代表される大企業団体の政策の要望・提案と比較すると重要な点で相違・対立が明確にあるということである。たとえば、「日本経団連」の先述の「新ビジョン」では、経済面・社会面・国際面の三つの面で提案がなされているが、とくに、経済面では、日本経済再生の問題で最重視されてきた金融問題には言及されず、専ら、税制や社会保障制度の改革が強調されている。税制における消費税の引上げ・法人税の引下げ・所得税の「薄く広く」原則の推進・時限制租税特別措置・NPO支援、社会保障制度における給付の「適正化」・徴収システムの確立・事業者負担の軽減による経済発展の追求を「民主導・自律型の日本独自の成長モデル」の確立といい、2025年度までの平均で名目3%程度、実質2%程度の成長を実現するとしている。このように、税制

における中小企業団体の要望・提案とは対立を含む相違がある。また、ついでにいえば、「日本経団連」は近年の独占禁止法をめぐる「強化改正」についての公正取引委員会の検討方向に対しても強く批判をしている。

なお、一般論として、大企業団体には非・中小企業団体として、中小企業団体の運動とは異なる社会的活動がありうる。したがって、かつて山中篤太郎が強調したように⁽¹³⁾、中小企業問題は国民経済の構造上の問題であるがゆえに、中小企業問題の理解においては中小企業を大企業と分離して理解（いわゆる「分離理解」）してはならず、大企業と総合的に理解（いわゆる「総合理解」）しなければならないとしたが、この見解を企業運動論・企業政策論に適用するならば、当然に中小企業団体の要望・提案と大企業団体のそれとの比較・検討がなされなければならない。それゆえにまた、当然に相互の間において異論や批判がありえる。そうしたことは、元来、企業団体の要望・提案活動において健全性を示すものといえる。こうした姿勢はなお中小企業団体の多数には普及していないが、大企業団体の要望・提案にも注目していかなければならない理由である。

ただし、既述のように、戦後日本においては、大企業の役割は大きなものがあったのであるが、「日本経団連」は「日経連」における各地経営者協会に加盟した中小企業を構成員として含んでいるし、また、「日商」は中小企業団体として一般的には評価されても構成員・指導層として大企業を含んでいる。その点で、「日本経団連」「日商」の要望・提案には企業類型・企業階層として複雑性を包含していることを前提として検討しなければならない。

第4に、各中小企業団体の要望・提案に相違があることは既に指摘してきたことであるが、それぞれの要望・提案の内容は決して固定したものと考えべきではない。当然に状況の変化に依存するからである。この状況の変化という中身について、客観的状況の変化の反映ということだけではなく、それに対するそれぞれの団体内部の構成員の意見の変化がある。そうした意見の変化、差異が内部の討論の中で民主的に行われれば行われるほど要望・提案の内容には変化がありうるであろう。したがって、本稿で主張するような各中小企業団体の要望・提案の相互の比較・検討を通しての体系的な政策対案の形成という場合、各団体における政策内容の相互調整の余地の存在を認識しなければならないのである。

(2) 日本経済の再生と中小企業運動による政策対案

中小企業団体の提起する要望・提案が中小企業庁の「中小企業政策」を超える範囲をもっていることは既に指摘したが、それらの要望・提案と、現に実施されている諸政策と比較し、その関係を検討してみなければならない。ここでは、紙幅の関係から、上述の各項目について、政府の関係機関や与党の関連文書等に照らして結論のみを記しておくことにする。

まず、政府ないしは与党によって否定的に取り扱われている諸項目を取り出してみると、A - 内需・民需を中心とした「景気対策」の重視（経済財政諮問会議 [2003]）、A - 政府系金融機関の存続・充実（特殊法人等改革推進本部 [2001]）、A - 中小法人の軽減税率の強化（政府税制調査会 [2002]）、A - 外形標準課税の撤廃（政府税制調査会 [2002]）、C - ペイオフ全面解禁の

(13) 山中篤太郎 [1954] p.12.

延期・見直し（金融庁 [2003]）、C - 消費税率の引下げ・特例措置の存続等（政府税制調査会 [2002]）、C - 所得税率の引下げ等（政府税制調査会 [2002]）である。ただし、項目の（ ）内
が、取り扱いの判断の根拠とした文書名である。

次に、政府から検討に値する何らかの対応措置が取られている諸項目は、A - 不良債権早期処理における中小企業支援（金融庁 [2003]）、A - 事業承継税制の推進（政府税制調査会 [2002]）、A - 独禁法の厳格運用・不公正取引の是正（公正取引委員会 [2003]）及び経済産業省・中小企業庁 [2003]）、B - 中小企業向け金融検査マニュアルの作成（金融庁 [2002]）である。

さらに、政府から肯定的に政策措置が実施されている諸項目は、A - 留保金課税の廃止（政府税制調査会 [2002]）、A - 交際費の中小企業の優遇（政府税制調査会 [2002]）、A - 商店街の振興（経済産業省・中小企業庁 [2003]）、A - 市街地対策・コミュニティビジネスの推進（経済産業省・中小企業庁 [2003]）、B - 環境産業の育成（経済産業省・中小企業庁 [2003]）、B - 環境システムの構築（経済産業省・中小企業庁 [2003]）である。

中小企業団体の「要望・提案」と政府の現在の政策との対応は以上の通りであるが、その対応から、以下のような諸点を指摘できるだろう。

第1に、両者の対立点についていえば、A - 政府系金融機関の存続・充実を除けば、「景気対策」と税制問題に限定されつつある。そのことは金融問題の「解決」が結局は財政に委ねられてきていることの反映でもあるであろう。それゆえ、両者の対立は今後財政問題に焦点が合わせられつつあるといえるだろう。したがってまた、「景気政策」も中身の問題であるとともに、財源をめぐる同様の対立の反面であるともいえる。

第2に、最近の中小企業金融支援としての「リレーションシップバンキング」の方向や「金融検査マニュアル別冊（中小企業融資編）」の発表は金融問題が従来の金融施策からより現実対応に踏み込んだ措置に軌道修正がなされつつあると受け止めることができる。もとより、それらの内容自体の検討が続けられなければならないが、これらについては、詳細は省くが、中小企業団体の粘り強い運動の成果であるとも評価できるだろう。しかし、これらの中小企業に配慮する政策措置には、従来「新自由主義」的立場に立つ経済学者やマスコミ等から強い反対論があった経緯があり、実効性ある政策として具体化されるまでにはなお時間を要するだろうし、また、政策として消散する可能性も否定はできない。

第3に、商店街振興・市街地対策や環境問題については、現行の中小企業庁による「中小企業政策」によって施策されている。今後とも、そうした「中小企業政策」を積極的に活用する中で充実を図っていくことが期待されよう。

第4に、(表 - 3) から分かるように、以上の問題以外に各中小企業団体の要望・提案は多岐に亘っている。それらの項目のいくつかは、現在は単独の中小企業団体のそれかもしれないが、今後急速に他の中小企業団体の賛同を得る可能性もある。

以上の検討から、現在、政府の中小企業政策を含む経済政策と中小企業団体の要望・提案とは“景気”と財政という基本的な問題で対立し、問題が具体的になるにつれて両者の対立面が拡大してくるよう理解される。したがって、1 - (1) で述べた日本経済の危機的状況が継続するならば、両者の基本的な問題での対立が一層厳しくなると考えなければならない。そうだとするならば、

中小企業団体は広範な中小企業の意見としての上述の要望・提案の実現をめざすならば、それらを政策対案として明確に国民の前に提起する必要がますます強まるだろう。

おわりに

中小企業団体がそれぞれ要望・提案を、政策対案として提起するとき、その政策としての整合性や妥当性を検討しなければならない。この点で、本稿でそこまで立ち入ることができなかったことは残念である。しかし、このような検討はややもすれば、経済学等の理論を、それらの論理的前提である諸条件を吟味することなく適用し、それらの整合性や妥当性を判断してしまう傾向がみられる。また、そうした判断の方法の採用を客観性の根拠とすることが多い。

しかし、政策の検討は、冒頭で強調したように、現実の中小企業とそれに携わる人々の“声”に基づくと同時に、また、その現実の枠を固定化することなく進められなくてはならない。さらに、中小企業政策はその社会的支持がなくては政策としての実現は困難である。その意味で中小企業団体の要望・提案を基礎とする政策対案は考慮と実践に値する。中小企業団体は確かに相互にそれぞれの歴史と団体結成の理由、見解等において大きな相違を持っている。しかし、今後とも中小企業問題の深化・拡大が継続し、その解決が日本経済の再生に繋がっているのだとすれば、中小企業団体自らが中小企業団体による政策対案とその実現のための協力関係、一層の連帯を強化しなければならなくなるであろう。筆者は、以上の検討を踏まえて、今後、中小企業運動による政策対案の理論的・具体的研究に進む予定である。

(おおばやし・ひろみち 神奈川大学経済学部教授)

【参考文献】

- 内田公三 [1996] 『「経団連」と日本の50年』 日本経済新聞社 1996年10月21日
大林弘道 [1995] 『戦後50年における中小企業の未来』 『商工業研究』 第巻第号 1995年1月1日
大林弘道 [2000] 『中小企業運動論・序説』 『企業環境研究年報』 第5号 2000年11月30日
大林弘道 [2001] 『戦後日本の経済団体と中小企業運動』 『企業環境研究年報』 第6号 2001年11月30日
大林弘道 [2002a] 『米国研究者による中小企業運動論』 『企業環境研究年報』 第7号 2002年12月30日
大林弘道 [2002b] 『新中小企業政策の諸施策の整理と提言』 『企業診断』 第6号 2002年6月1日
岡崎哲二・菅山真次・西沢保・米倉誠一郎 [1996] 『戦後日本経済と経済同友会』 岩波書店 1996年4月24日
経済団体連合会 [1962] 『経済団体連合会前史』 経済団体連合会 1962年5月31日
経済団体連合会 [1962] 『経済団体連合会三十年史』 経済団体連合会 1962年5月31日
経済同友会 [1976] 『経済同友会三十年史』 経済同友会 1976年11月30日
古賀純一郎 [2000] 『経団連 日本を動かす財界シンクタンク』 新潮社 2000年4月25日
全国中小企業団体全国中央会 [1996] 『創立40周年記念誌』 全国中小企業団体全国中央会 1996年11月14日
全国中小企業団体連盟 [1979] 『全国中小企業団体連盟三十年史』 全国中小企業団体連盟 1979年12月20日
全商連史編纂委員会・(財)政治経済研究所(編) [1981] 『民商・全商連の三十年』 全国商工団体連合会 1981年10月4日
全商連史編纂委員会(編) [1991] 『民商・全商連の四〇年』 全国商工団体連合会 1991年9月20日

- 田山謙堂 [1996] 『同友会運動の歴史と理念 その先見性と普遍性』 中小企業家同友会全国協議会 1996年10月
- 中小企業庁（編）[2003a] 『中小企業白書2003年版 再生と「企業家社会」への道』 ぎょうせい 2003年5月15日
- 中小企業庁（編）[2003b] 『平成15年度中小企業施策総覧』（財）中小企業総合研究機構 2003年8月25日
- 中小企業庁指導部組織課（編）[1994] 『魅力ある中小企業ネットワークへ 中小企業組織化政策懇談会提言』 通商産業調査会, 1994年8月
- 中小企業庁・通商産業大臣官房調査統計部 [2000] 『平成10年商工業実態基本調査報告書, 第8巻 その3』（社）通産統計協会 2000年3月31日
- 中同協30年史編纂委員会（編）[1999] 『中同協30年史 時代を創る企業家たちの歩み』 中小企業同友会全国協議会 1999年7月8日
- 日本経済団体連合会（編著）[2003] 『活力と魅力溢れる日本をめざして 日本経済団体連合会新ビジョン』 日本経団連出版 2003年2月1日
- 八田達夫・八代尚宏（編）[1995] 『「弱者」保護政策の経済分析』 日本経済新聞社 1995年10月25日
- 林伸彦 「中小企業組織の役割について」（中小企業事業団・中小企業大学校・中小企業研究所 『中小企業研究論文集（昭和63年版）』）1988年8月
- 樋口兼次 [1977] 「戦後中小企業の展開」（加藤誠一・水野武・小林靖雄（編）『現代中小企業講座3 組織問題と中小企業』 同友館 第8章）1977年3月
- 森田良雄 [1958] 『日本経営者団体発展史』 日刊労働通信社 1958年4月15日
- 山下保一 [1976] 『中小企業運動の史記 奥山越えて15年』 東京中小企業家同友会 1976年11月1日
- 山中篤太郎 [1954] 「中小企業本質論の展開」（藤田敬三・伊東岱吉編 『中小工業問題の本質』 有斐閣）1954年3月30日
- 山本貢 [2003] 『中小企業組合の再生 組織活性化の理論と実践』 中央経済社 2003年5月15日
- Kent E. Calder [1988] *Crisis and Competition Public Policy and Political Stability in Japan, 1949-1986* (Princeton University Press 1988) (淑子カルダー訳 『自民党長期政権の研究 危機と補助金』 文藝春秋 1989年9月30日)
- Sheldon Garon/Mike Mochizuki [1993] "Bargaining of Social Contact" in Andrew Gordon eds., *Postwar Japan as History* (University of California Press 1993) (岡田信弘訳 「社会契約の交渉」(中村正則監訳 『歴史としての戦後日本 下』 みすず書房 2001年12月20日) 所収)

【資料】

- 金融庁 [2002] 「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」2002年6月28日
- 金融庁 [2003] 「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム 中小・地域金融機関の不良債権問題の解決に向けた中小企業金融の再生と持続可能性（サステナビリティ）の確保」2003年3月28日
- 経済財政諮問会議 [2003] 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」2003年6月26日
- 経済団体連合会・日本経営者団体連盟 [2001] 「経団連・日経連の統合にむけての共同宣言」2001年1月23日
- 自民党 [2002] 「平成15年度税制改正大綱」2002年12月13日
- 政府税制調査会 [2002a] 「「あるべき税制」の実現に向けた議論の中間整理」2002年9月3日
- 政府税制調査会 [2002b] 「平成15年度における税制改正についての答申」2002年11月19日
- 政府税制調査会 [2003] 「少子・高齢社会における税制のあり方」2003年6月17日

- 中小企業家同友会全国協議会 [2002] 「日本経済危機打開のための緊急政策提言 中小企業と地域金融機関、地域経済の再生をめざして」 2002年11月1日
- 中小企業政策審議会組織小委員会 [1997] 「今後の中小企業組織化政策の在り方について」 1997年9月30日
- 中小企業政策審議会小規模企業政策小委員会 [1999] 「とりまとめ」 1999年9月6日
- 中小企業政策審議会小規模企業部会 [2001] 「商工会組織に関する制度整備について」 2001年2月2日
- 特殊法人等改革推進本部 [2001] 「特殊法人等整理合理化計画」 2001年12月18日
- 日本商工会議所 [2000] 「政策委員会報告書 これからの商工会議所の課題と行動指針」 2000年5月9日
- 日本商工会議所 [2002a] 「中小都市商工会議所懇談会」 2002年5月23日
- 日本商工会議所 [2002b] 「政府の総合デフレ対策に関する緊急要望」 2002年10月31日
- 日本商工会議所 [2003a] 「平成15年度事業活動計画」 2003年3月20日
- 日本商工会議所 [2003b] 「全国連議所会頭アンケート調査結果概要」 2003年7月31日
- 日本商工会議所・全国連連合会・全国中小企業全国中央会・全国商店街振興組合連合会 [2002a] 「中小企業関係団体外形標準課税導入反対等決起集会 決議」 2002年7月18日
- 日本商工会議所・全国連連合会・全国中小企業全国中央会・全国商店街振興組合連合会 [2002b] 「中小企業いじめの法人事業税外形化等阻止総決起大会 決議」 2002年11月7日

タニ・E・パロウ著／伊藤るり・小林英里訳——四六変二〇〇頁・一五〇〇円
シリーズ1 国際フェミニズムと中国
 (国際ジェンダー研究) 小林富久子・岡真理・坂元ひろ子・江上幸子・竹村和子
 コメンテーター・秋山洋子・小林富久子・岡真理・坂元ひろ子・江上幸子・竹村和子
 中国における(近代)と(女性)の関係とは? 歴史的な視点から再考
 ヴェラマキ著／館多野・森本恭代編集——四六変二〇〇頁・一五〇〇円
シリーズ2 グローバル化とジェンダー表象
 (国際ジェンダー研究) 伊藤谷登土翁・鄭映恵・千野香織・河口和也・伊藤るり
 コメンテーター・伊藤谷登土翁・鄭映恵・千野香織・河口和也・伊藤るり
 現代の様々な文化表象をジェンダーの視点に基づいて分析。図版多数
 ドウルン・コーネル／仲正昌樹監訳——菊判・四六四頁・四六〇〇円
 岡野八千望・清世・久保田淳・藤本一勇・郷原佳以・西山達也訳
脱構築と法——適応の彼方
 二項対立構造の彼方にあるフェミニズムにわたる「倫理的理想」を呈示
 ドウルン・コーネル／仲正昌樹監訳——菊判・三四〇頁・三三〇〇円
 川久保文紀・小森謙一郎・望月清世・藤本亮・澤里岳史・西山雄二訳
正義の根源
 「人格」論の根源に遡るポスト・リベラリズムの「正義」論への路を切り開く
 前山 隆著——AS判・三八〇頁・五五〇〇円
**個人とエスニシティの文化人類学——理論を
 個人と主観性、エスニシティとアイデンティティの問題等の理論化を試みる**
 堀田 泉著——AS判・二五〇頁・四六〇〇円
モダニティにおける都市と市民
 ヴェーバーやミルズ等の社会学理論の遺産を市民社会論として再構成
 小内 透・酒井恵真編著——AS判・三九〇頁・六八〇〇円
**日系ブラジル人の定住化と地域社会——群馬県太田・
 大塚地区を事例として
 出稼ぎから定住へ新たな局面を迎える外国人労働者問題に迫る。**
 大野 威著——AS判・二二〇頁・二八〇〇円
**リーン生産方式の労働——自動車工場の参与
 観察にもとづいて**
 トヨタ生産方式における労働のあり方、技能形成の実態を分析する。
 布川日佐史編著——AS判・三六〇頁・六五〇〇円
**雇用政策と公的扶助の交錯——日独比較・公的扶助における
 稼働能力の活用を中心に
 ワークフェアの比較研究をふまえたグローバルな問題提起。**
 嶺学・時田純・季羽俊文子編著——AS判・三三〇頁・三八〇〇円
高齢者の在宅タミナルケア
 終末期高齢者への質の高い支援を目指し全国的な社会システムを検討。

御茶の水書房 東京都文京区本郷5-30-20 ☎03(5684)0751 ▶ 価格は税別 ◀
<http://homepage1.nifty.com/ochanomizu-shobo/>